

会員の会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人マンガアーカイブ機構（以下、「この法人」という。）の会費に関し、定款第7条に基づき必要な事項を定める。

(会費)

第2条 年会費を次のとおりとする。

- (1) 正会員（個人・団体） 10,000円
- (2) 賛助会員（個人・団体） 一口 100,000円とし、一口以上とする

(会費の納入)

第3条 会費納入は年1回とし、事業年度内の期日までに、この法人が指定する口座に1年分を納入する。

- 2 会費納入に要する振り込み手数料は会員の負担とする。

(中途入会の会費)

第4条 会員の会費は、入会承認月が上半期の場合は年会費の全額、下半期の場合は年会費の半額とする。

(自動継続)

第5条 事業年度末現在の会員は、翌年度に自動的に継続することとする。

- 2 賛助会員の会費の口数は、変更の届出があった場合を除き、翌年度に自動的に継続することとする。

(会費の滞納)

第6条 会員が定款第10条（1）に該当すると判断した場合、書面又は電磁的方法により催告する。

- 2 前項の催告から3ヶ月以上、会費の納入に応じないときは、会員資格を喪失する。

(会費の返還)

第7条 既納の会費はこれを返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

附則

この規程は令和5年6月28日より実施する。

以上

改定履歴

令和5年6月28日 新規作成